

## 了鳥取県公報

平成14年2月1日(金) 号外第10号

每週火•金曜日発行

目	次
	<i>''</i>

規 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(1)(職員課)......1

------ 公布された規則のあらまし ------

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務 について、第一種フロン類回収業者の登録申請の受理を保健所長の委任決裁事項とする等その事務処理権 限の区分を定めることとした。(別表第2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年2月1日

鳥取県知事 片 山

## 鳥取県規則第1号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

		改	正		後							改	正	胢		
	等2(第3条 川事項に係る事	、第4条、第5条 務処理権限	、第6条	:、第10	条関係)					表第2(第3条 別事項に係る事			第6条、	第10条関係)	1	
所属名	種 類	内容	知事	専 🧎	処理権 快権者 地方機関は 総所の局長	委任活	<b>央裁権者</b>	総合事務 所の局長 の 名 称	所属名	種 類	内	項 容		事務処理権 専決権者 地方機関の 総合事 派長 駅長総合事	要任決裁権者 助力機関 地方機関の長又は 第一般に課長総合事務	総合事務 所の局長 の 名 和
I	格				MIV) DIS		MODE	1		略						٩
医務	-~≡+- I	略							医務	-~≡+- I	各					
7菜事課	三十二 扇物 取 病物 取 締336条 定 が と が り つ こ が で か り り っ こ が で な か な が ま か な が ま ず で く 事 で く ま で ま で ま か な が ま ず で く ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で									三十二 毒物		略				
$\neg$	格								⊩	略						
環境政	ー~十七 略 ナハ 特定製	1 同法第9条第	1 頃					保健所長	環境	il						
策課	一八 石に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確	の規定による第 フロン類回収業 登録	者の						政策課							
	保等に関す る法律(平 成13年法律 第64号)に	2 同法第9条第 の規定による第 フロン類回収業 登録申請の受理	一種者の					保健所長								
	基づく知事の権限に属する事務	3 同法第10条第 の規定による登 への登録及び同 2項の規定によ 録の通知	録簿 条第					保健所長								
		4 同法第11条第 の規定による登 拒否及び同条第 の規定による登 拒否の通知	録の <b>2</b> 項					保健所長								
		5 同法第12条第 において準用す 法第9条第2項 定による第一種 ン類回収業者の の更新申請の受	る同 の規 フロ 登録					保健所長								
		6 同法第12条第 において第1項 法第10条第1項 定による第12条 項において第 項において 項において 第12条 規定による登録 新に係る通知	る の 現 新 ま ま す す の の					保健所長								
		7 同法第12条第す において準用す 法第11条第 1 項 定による及び同志の 系第 2 項におい 用する同規定による 現の更知	るの更第12 ア第12 不 条 る					保健所長								
		8 同法第13条第 において準用す 法第10条第 1 項 定による登録簿 録事項の変更及 法第13条第 2 項	る同 の規 の登 び同					保健所長								

l <b>I</b>	10条第2項の規定に		I	
	よる登録簿の登録事項の変更に係る通知			
	9 同法第13条第2項 において準用する同 法第11条第1項の規 定による登録簿の登		保健所長	
	録事項の変更の拒否 及び同法第13条第2 項において準用する 同法第11条第2項の			
	規定による登録簿の 登録事項の変更の拒 否に係る通知			
	10 同法第14条の規定 による登録簿の閲覧		保健所長	
	11 同法第15条第 <b>1</b> 項 の規定による廃業等 の届出の受理		保健所長	
	12 同法第16条の規定 による登録の抹消		保健所長	
	13 同法第17条第1項 の規定による登録の 取消し又は業務の停 止命令			
	14 同法第17条第2項 において準用する同 法第11条第2項の規 定による登録の取消 し又は業務の停止命 令に係る通知			
	15 同法第70条の規定 によるフロン類の回 収又は破壊の実施の 状況等に関する報告 の徴収(第一種フロン類回収業者に係る 部分に限る。)		保健所長	
	16 同法第71条第1項 の規定による立入検 査(第一種フロン類 回収業者に係る部分 に限る。)		保健所長	
略 労 一~三 略				略
働 四 職業能力	1~8略			労
円課 開発促進法 (昭和44年 法律第64号 に基づく知事の権限に 属する事務	の規定による技能検定試験の実施等を県職業能力開発協会に行わせることの決定			開発促進法 (昭和44年 法律第64号) に基づく判 事の権限に 属する事務
	10 同法 <u>第90条第 1項</u> において準用する同 法 <u>第62条第 2項</u> の規 定による県職業能力 開発協会の定款の変 更認可			10 同法 <u>第94条</u> におい て準用する同法 <u>第75</u> <u>条第2項</u> の規定によ る県職業能力開発協 会の定款の変更認可
	11 同法 <u>第90条第<b>1</b>項</u>			11 同法 <u>第94条</u> におい て準用する同法 <u>第77</u>
	において準用する同 法 <u>第64条第2項</u> の規 定による県職業能力 開発協会の役員の選 任の認可			条第2項の規定による県職業能力開発協会の役員の選任の認可
	法 <u>第64条第<b>2</b>項</u> の規 定による県職業能力 開発協会の役員の選			る県職業能力開発協 会の役員の選任の認
五 職業能法開発促進法 開発促進法 和44年以	法第64条第2項の規定による県職業能力開発協会の役員の選任の認可 12 同法第98条の規定による認定職業訓練に関する事項についての報告の要求 1 同法第6条第2項の規定による技能検認には、1 同法第6条第2項の規定による技能検認。			る県職業能力開発協会の役員の選任の認可 12 同法第102条の規定による認定職業訓練に関する事項につ

4 平成14年**2**月**1**日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外)第10号

業能力開発 促進法に基 づく事務	業能力開発       促進法に基       づく事務
六~十 略	六~十 略
十一 雇用対 1 同法第18条の規定 策法(昭和 41年法律第 金の支給 132号)に 基づく知事 の権限に属 する事務     1 同法第18条の規定 金の支給	十一 雇用対 1 同法第13条の規定       策法(昭和 41年注第 132号)に       基づく知事の権限に属する事務
十二-十七 略 格	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。